

広島県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年四月十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年四月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

吉舎油木線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
府中市上下町小堀字河井八八六番一地先から 府中市上下町階見字釋迦丸二四九五番一地先ま で			四・九〇〇四 七・六〇	一、五〇〇・ 〇〇	
			一一・六〇〇 九〇・二〇	一、五〇〇・ 〇〇	拡幅